

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第一条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○平成 30 年 8 月 28 日付 [※任期：H30. 12. 31 まで]

産業統計部会（農業経営統計調査関係）

専門委員 小針 美和

((株) 農林中金総合研究所主任研究員)